

久米南町指定給水装置工事事業者の主任技術者選任等届出要領

1. 届出の手続き

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書を、給水装置工事の事業を行う事業所ごとに提出して下さい。

○添付書類：選任する技術者の**主任技術者免状（写）**

2. 届出の期間

届出をした主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に、新たに主任技術者を選任して届出をして下さい。

3. 届出に関する書類の提出先

届出書類は、久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。

なお、受付後の書類は返却しません。

4. 届出に関する書類の作成要領

届出に関する書類の作成は、次の注意事項を留意して下さい。

- (1) 書類への記入は黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。
- (2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。